



青色だより

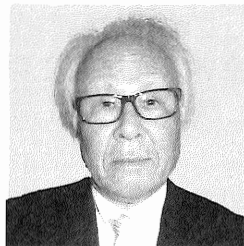
税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40
三井生命福岡祇園ビル3階
TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

発行人 会長 梅原 祐治

平成29年度 県連定時総会 会長挨拶
福岡県青色申告会連合会



梅原 祐治 会長

皆さんこんにちは

本日はご多用のところ、福澤宏文 福岡国税局課税第一部長様をはじめ関係各位のご臨席を賜り厚く御礼申し上げます。また、会員皆様におかれましてはご多用のなか、県下各地より、多数の方々のご出席をいただき有難うございます。

まずはじめに、昨年の六月に開催された、一般社団法人全国青色申告会総連合平成二十八年度定時会員総会において、国税庁の迫田英典長官より青色申告会の会員に対する適正申告の指導、青色コーナーにおける青色申告の勧奨など日常活動の取り組みに対して、温かい感謝のお言葉をいただきましたので、ご紹介いたします。

その席上、ご祝辞の中で次のように述べられました。

「さて、最近の税務行政に目を向けますと、経済活動の国際化、ICT化の進展、更にはマイナンバー制度の導入など、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中で、納税者の自発的な納税道義の履行を適正かつ円滑に実現するという国税庁の使命を十分に果たしていくためには、従来以上に青色申告会など関係民間団体の皆様の方が力を必要といたします。

特に、今事務年度におきましては、これまで以上に青色申告をはじめとする関係民間団体の皆様との連携・協調を強化する取り組みを行うことといたしました。このような取り組みは今事務年度限りではなく、継続して取り組んでいくことが重要だと認識しており、今後とも確実に実施していきたいと考えております。青色申告会のみならず、今後とも税務行政への一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

身の引き締まるお言葉であり、あらためて青色申告会に対する期待の大きさを痛感いたしました。

ところで、当県連の上部団体である全国青色申告会総連合は、平成25年5月、新公益法人改革を掲げて、一般社団法人を設立いたしました。会組織の改革や、財政基盤の充実と透明性、会運営の多角化など、多岐にわたる改革を推進しています。また、当県連傘下の西福岡青色申告会、小倉青色申告会においても、一般社団法人として公益性の高い事業活動の推進に努めるとともに、会員の良きパートナーとして、会員企業の発展のために、ご活躍されていると、伺っております。今後とも、地域社会に密着した、公益性の高い事業活動を推進していかれますようお願いいたします。

さて、ご案内のとおり当連合会は平成16年12月に、北九州市から福岡市へ事務所を移転いたしました。翌17年には、福岡国税局、九州北部税理士会をはじめ関係各位のご協力により、福岡県連祇園支部を開設することが出来ました。開設時は、支部会員ゼロ、運営資金ゼロからのスタートでしたが、全青色、当県連傘下各会ならびに関係各位の暖かいご支援をいただき、本来の青色申告会活動を推進することが出来るようになりました。そして、会員数は今や400名を超え、増加の一途を辿っており、これからの組織の拡大が期待されています。また、財政面におきましても、昨年引き続き、大幅な改善が図られました。

そこで、先にご紹介いたしました国税庁の迫田長官からのご期待も相まって、来年度を目前に、祇園支部を福岡県連から独立して、新しく、一般社団法人として単位会を設立したいと考えています。これには、国税局、税務署をはじめ関係諸団体各位のご理解とご協力をいただくことが必要です。皆様方におかれましては、単位会設立について、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

ところで、政府はICT（情報通信技術）による税務手続の普及と利用促進を掲げ、広報活動をすすめています。当連合会では、昨年の事業活動の最重点事業として、この「e-Tax」の普及推進を掲げ、平成28年分の所得税及び消費税確定申告書を、全会員が「e-Tax」で申告することを目指してまいりました。

その結果、全会員の方が会計ソフト「ブルーリターンA」や国税庁のホームページなどを利用して「e-Tax」により送信することが出来ました。これは偏に会員各位の日頃からの税務行政に対するご理解と、青色申告会に対しての深い愛情の賜であり、深く敬意を表するものであります。

なお、リニューアルされた会計ソフト「新ブルーリターンA」は、「e-Tax」の機能の向上をはじめ、その他の諸機能が改善され、その利便性が格段に進化しています。今後は、会員各位のご要望を取り入れて、より使い勝手の良い会計ソフトを目指してまいりますので、今後とも一層のご利用を賜りますようお願いいたします。また、昨年の1月から、社会保障・税番号制度、所謂マイナンバー制度の利用が始まりました。制度の早期定着を図るため、研修会や資料等の提供を迅速に行うとともに、制度の円滑な普及促進に努めてまいりました。その結果、略全会員の方が平成二十八年度分所得税及び消費税確定申告書に、マイナンバーを記載して申告することができました。会員各位のご理解とご協力に対し、あらためて厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりになりましたが、本日ご出席いただいている皆様方のますますのご繁栄とご健勝を祈念いたしまして、はなはだ簡単、粗辞ではありますが、わたしの挨拶といたします。

平成29年6月9日

福岡県青色申告会連合会 会長 梅原 祐治

平成29年度事業計画

福岡県下の青色申告会役員が一堂に会して、さる平成29年6月9日に福岡市博多区のANAクラウンプラザホテル福岡にて「福岡県青色申告会連合会平成29年度定時総会」を開催いたしました。

当日は、来賓として福岡国税局から福澤宏文課税第一部長など関係幹部、博多・小倉・久留米・飯塚の各税務署長、そして友好関係団体の会長らが出席、福岡県連合会傘下の各青申会から役員合わせて60名の参加がありました。この定時総会にて採択されました「平成29年度事業計画」を以下に記載いたしますので、会員の皆さま方もご周知とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

1. 指導活動の充実強化

- (1) 電子申告納税システム(イータックス)に対応したICT(情報通信技術)の利便性をPRするため、ホームページや機関紙を活用して広く周知し、利用を促進する
- (2) 複式簿記を活用して青色申告の普及に努め、青色申告特別控除(65万円)を利用する
- (3) 青色コーナーを設置し、青色申告の普及を推進する
- (4) 国税局主催記帳講習会の指導事業に参画して、青色申告の普及を図る
- (5) 会計ソフト「ブルーリターンA」の普及拡大を図り、複式簿記の普及活動を展開する

2. 税制政策活動の推進

- (1) 個人企業経営者の勤労性を正当に評価した事業主報酬制度の創設要望
- (2) 事業用資産を非課税とする事業承継制度の確立を要望する
- (3) 社会保障制度の抜本的な改革の要望

3. 会員増強運動と組織強化

- (1) 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について、福岡国税局と綿密に連携して、制度の円滑な普及促進に寄与する
- (2) 記帳義務の拡大に伴い、増大する新規青色事業者への入会を勧奨するため、県下各会の会員増強運動を支援推進する

- (3) 県下各会の青年部、女性部の育成を図りその事業活動を支援推進する
- (4) 全青色会費「会員割会費」を全会員が納入できるよう督促する

4. 各種事業の推進

- (1) 北部九州青色申告会ブロック大会の開催
平成29年10月19日(木) 伊万里市(伊万里迎賓館)
- (2) 全青色主催による各種大会、研修会への参加
- (3) 局連、県連主催による諸会議、研修会の実施

5. 福利厚生事業の推進

- (1) 全青色の各種共済制度を普及推進する
- (2) 小規模企業共済、中小企業退職金共済、国民年金基金制度を普及推進する
- (3) その他、福利厚生事業の導入と推進

◎ 最重点事業の推進

- ・ 県連支部(祇園支部)を分離独立し、福岡県連所属の新たなる一般社団法人として早期の発足をを目指す。
- ・ 租税の意義や役割など租税制度について学び、申告納税制度の理念を理解することで、健全な納税者意識が持てるよう、会員企業への啓蒙に努める。
- ・ 平成31年10月より実施される消費税の軽減税率制度導入に備え、研修会の開催や資料等の情報を提供して、制度について知識を研鑽する。

年金の受給資格が10年に短縮されます!

あきらめないで!



会員さんの中には、諸事情があってやむを得ず、これまで国民年金や厚生年金を支払ってこなかったという方もいます。「今なら国民年金を払えるんだけど。自分の年齢を考えると、これから支払っても受給に必要な保険料の納付期間の25年に届かないし・・・」とあきらめている方もいるのではないのでしょうか。

そのような方に朗報です。これまでは、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間（国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む）と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でした。

ところが、平成29年8月1日からは、**資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになります!**

それでも中には、「10年に短縮されても届かない・・・」という方もいるでしょう。そういう方には、『国民年金保険料の後納制度』という制度があります。これは、これまでは時効で納めることができなかった**国民年金保険料について、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができる制度です。**後納制度を利用することで、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られたり、もらえる年金額が増えたりします。

国民年金は掛金が全額、所得控除になり節税になります。また国民年金を支払えば、国民年金基金（同じく全額が所得控除）にも加入できるようになり、さらに節税対策の選択肢が増えます。これを機会にぜひ、検討されてはいかがでしょうか?

詳細については年金事務所にてご確認ください。

半世紀で加入企業100万社以上の実績!

退職金は、国がサポートする **中退共制度** をご活用ください。

国の制度だから

安心 国から掛金の助成を受けられます

社外積立だから

簡単 従業員ごとの納付状況や退職金試算額をお知らせします

掛金は全額非課税だから

有利 節税に加え、手数料もかかりません



加入範囲、**広がっています!** 事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も、一定の要件を満たしていれば加入できます。

詳しくは ▶ **中退共** **検索**

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

ちゅうたいきょう
略称: **中退共**

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL03-6907-1234 FAX03-5955-8211
http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/

税務相談日のお知らせ

(税理士による無料相談)
ご相談の際は、**ご予約**をお願い致します。

7月20日(木)・8月7日(月)

※各日10時~12時/13時~16時
※所得税・消費税・相続税・贈与税等々
※上記は都合により変更する場合がございます。

会費のご入金ありがとうございました

当会の会費を**6月27日(火)**にご登録の口座より振り替えさせていただきました。ご協力ありがとうございました。
なお、口座残高不足で振替不能の方やご入金いただけない会員さまには、再度請求書を郵送させていただきます。大変申し訳ございませんが当会指定口座へお振り込みいただくか、ご来会の際ご持参をお願い致します。

行事予定日	行事内容
7月 3日(月)・4日(火)	源泉税納付事務指導会 ※詳細は6月号をご覧ください
7月 6日(木)	会計ソフト「ブルーリターンA」初級講習会
7月10日(月)	源泉所得税(半年に一回の納期特例者)の納付期限
7月18日(火)	【該当者のみ】所得税・予定納税額の減額申請期限(第一期分)
7月25日(火)	北部九州ブロック役職員研修会(事務局は閉めます)
7月31日(月)	【該当者のみ】所得税・予定納税額の納付期限(第一期分)
7月26日(水) ~7月31日(月)	講習会へ講師派遣のため、記帳確認等はできない場合がございます。来会のご予約の際にお問い合わせ下さい。
8月18日(金)	祇園支部 納涼暑気払い(ANAクラウンプラザホテル1F)

祇園支部NEWS

メール: info@aoiro-f.com
HP: http://aoiro-fukuoka.seesaa.net/
Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176
当会発信専用番号:070-5416-5221

編集後記

別紙でご案内の「納涼 暑気払い」、先月号では8/10とお知らせしていましたが誤りです。予定を空けていただいていた方、まことに申し訳ございません!!

8/18(金)18:00よりANAクラウンプラザホテル1階にて開催いたします。例年どおりにぎやかな会になればいいなと思っています。多くの皆さまのご参加をお待ちしています。